

電動車いすが関係する交通人身事故発生状況
【令和6年中】



区分	発生日時、場所等	当事者	被害	発生状況	現場略図
1	令和6年1月15日(月) 午後2時31分頃 松山市来住町	電動車いす利用者	死亡	電動車いす利用者が道路を通行中、何らかの原因により電動車いすを道路外に逸脱させ、5メートル下の河川に転落したものの	
2	令和6年4月10日(水) 午前8時40分頃 西条市洲之内 【市道】	電動車いす利用者	なし	電動車いす利用者が道路左端を進行中、前方を同方向に進行していた歩行者と接触し、歩行者が転倒したものの	
		歩行者	軽傷		
3	令和6年4月22日(月) 午後4時20分頃 宇和島市三浦西 【県道】	電動車いす利用者	死亡	電動車いす利用者が横断歩道を横断中、右方から進行してきた車両と衝突したものの	
		軽四貨物	なし		
4	令和6年9月4日(水) 午前8時10分頃 伊予郡松前町 【県道】	電動車いす利用者	死亡	電動車いす利用者が道路端の水路に転落したものの	

電動車いす利用者の皆様へ

- 道路を横断する際は、横断を始める前だけでなく、横断中も周囲を確認しましょう。
- 電動車いすの側面に反射材を貼付したり、明るい色の服を着用して、車両の運転手に早く気づいてもらえるようにしましょう。
- ガードレールや柵のない道路の通行は、誤って転落するおそれがあるので、危険な場所に近づかないようにしましょう。
- 横断歩道利用の際には、横断旗を活用するなど車両の運転手に対する意思表示をしましょう。

自動車運転者の皆様へ

- 電動車いす利用者は、「歩行者」です。
- 横断歩道は、歩行者優先になるため、横断歩道の近くでは、減速、安全確認を行い、歩行者がいる場合は、必ず一時停止して、歩行者が安全に横断できるようにしましょう。